

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	法定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	不開示	不存在	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R5.6.19	R5.7.3	令和5年6月15日付、請求者あて『『配布番号No.184土地区画整理事業実務例集の妥当性について』(回答)』の催告請願書について(回答)の起業者及び決裁者の職・氏名のわかるもの。					1	1									(7条2号) 請求に係る対象公文書の存否を明らかにすることにより、請願書が提出されているか否かを公にすることとなる。請願書が提出されているか否かは、公にされていない情報であり、個人に関する情報であるため	都市整備局市街地整備部区画整理課	
2	R5.5.15	R5.7.13	東池袋五丁目地区市街地再開発組合 解散認可申請書	44	1					1	1	1						(7条2号) 氏名、生年月日及び住所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 事業を営む個人の事業に関する情報は、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条3号) 市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報は、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 印影及び自署は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課	
3	R5.5.17	R5.7.13	新橋田村町地区第一種市街地再開発組合 解散認可申請書	14	1					1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条3号) 市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部再開発課	
4	R5.7.3	R5.7.14	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和5年6月末現在)	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課	
5	R5.7.11	R5.7.14	建築計画概要書 令和5年度 第5122号	7	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所 建築指導第一課	
6	R5.7.5	R5.7.18	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇 第37期決算書変更届一式(令和4年10月21日受付) 第38期決算書変更届一式(令和4年10月21日受付) (閲覧対象部分に限る)	32	1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建設業課	
7	R5.6.26	R5.7.20	東京都が保有する「〇〇〇」に関する2019年~2020年に風観測を行った風観測結果報告書	65	1													—	都市整備局市街地建築部建築指導課	
8	R5.7.10	R5.7.24	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和5年7月10日現在)	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課	
9	R5.7.10	R5.7.24	建築指導課で保管する千代田区〇〇丁目〇〇の「〇〇」に関する様式3の2管理報告書															1	当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建築指導課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
10	R5. 7. 14	R5. 7. 28	令和4年度に西富久地区市街地再開発事業に係る開示決定を行ったことがわかる文書	5	1					1					1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条6号) 当該番号は、公にされていない情報であり、公にすることによって不特定多数の人物から本来の業務に関係の無い電話がなされることで、職員の適切な業務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局 市街地整備部 再開発課
11	R5. 5. 31	R5. 7. 28	(仮称)南青山三丁目計画(令和5年5月17日都市建指建第1376号)の総合設計許可申請及び許可に関する一切の資料	294	1					1	1	1	1						当該公文書には公にすることで、特定の個人を特定することができる情報(7条2号)、個人の権利利益を害する恐れのある情報(7条2号)、犯罪の予防等に支障を及ぼす恐れのある情報(7条4号)、法人の競争上、事業運営上そのほか社会的な地位が損なわれる情報(7条3号)、行政の所管事務の適切な遂行に支障を及ぼす情報が含まれているため。(7条6号)	都市整備局市街地建築部建築指導課
12	R5. 7. 14	R5. 7. 28	平成16年議案第1059号にかかる東京都昭島市〇〇町〇丁目〇-〇、〇-〇、〇-〇、〇-〇、〇-〇、〇-〇、〇-〇、〇-〇及び〇-〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する現況図、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書	3	1														—	都市整備局 多摩建築指導事務所 建築指導第一課
13	R5. 7. 21	R5. 7. 28	建築計画概要書 平成17年度 第1143号	4	1														—	都市整備局 多摩建築指導事務所 建築指導第一課
14	R5. 7. 19	R5. 7. 31	東京都小金井市〇〇〇丁目〇番〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書き許可に関する協定図及び協定書(10-II230008)(土地取得所有者名を除く)(東京都情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を除く)	2	1														—	都市整備局 多摩建築指導事務所 建築指導第二課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。